

(目的)

第1条 この要綱は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生または専門学校生(以下「大学生等」という。)について、鯖江・丹生消防組合がその功績を認証することにより、就職活動を支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 本制度による認証(第4条に規定する認証をいう。次条において同じ。)の対象となる者は、次のいずれかに該当する大学生等であつて、在学中に鯖江・丹生消防組合の消防団員として1年以上(過去に他の市町の消防団において活動実績がある者については、当該消防団において活動していた期間を合算することができる。)継続的に消防団活動を行つた者(以下「認証対象団員」という。)とする。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 鯖江・丹生消防組合管内の大学、大学院もしくは専門学校(以下「大学等」という。)に通学する大学生等または大学等を卒業して3年以内の者
- (2) 鯖江・丹生消防組合管内在住の大学生等または大学等を卒業して3年以内の者

(申請)

第3条 本制度による認証を希望する認証対象団員は、消防団長(以下「団長」という。)に認証推薦依頼書(別記様式第1号)を提出するものとする。

- 2 前項の認証推薦依頼書を受理した団長は、当該認証対象団員に顕著な実績があると認め、管理者に対して本制度による認証を受ける者として当該認証対象団員を推薦する場合は、管理者に認証推薦書(別記様式第2号)を提出するものとする。
- 3 管理者は、前項の認証推薦書を受理するに当たり、当該認証対象団員の実績が顕著であつたことを確認できる資料または証明書の提出を求めることができる。

(審査)

第4条 管理者は、前条第2項の認証推薦書が団長から提出された場合、当該認証対象団員が真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたかどうかについて審査を行い、当該認証対象団員の功績の認証(以下「認証」という。)の可否を決定するものとする。

- 2 前項の審査に当たっては、管理者、副管理者、消防長、団長等で構成する審査会を開催し、協議することができる。

(認証決定通知書等の交付)

第5条 管理者は、前条第1項の審査により認証することを決定した場合、第3条第2項の認証推薦書を提出した団長に対して、学生消防団活動認証決定通知書(別記様式第3号)を交付するものとする。

- 2 管理者は、前条第1項の審査により認証しないことを決定した場合、第3条第2項の認証推薦書を提出した団長に対して、学生消防団活動審査決定通知書(別記様式第4号)を交付するものとする。

(認証状等の交付)

第6条 管理者は、認証することを決定した者(以下「被認証者」という。)に対して、鯖江・丹生消防組合学生消防団活動認証状(別記様式第5号)(以下「認証状」という。)を交付するものとする。

- 2 管理者は、被認証者の求めに応じて、就職活動時において企業に提出するために必要となる範囲において、鯖江・丹生消防組合学生消防団活動認証証明書(別記様式第6号)(以下「認証証明書」という。)を随時交付するものとする。

(認証の取消し)

第7条 管理者は、被認証者が、次のいずれかに該当する場合には、認証を取り消すことができる。

- (1) 刑事事件に関して起訴された場合または刑に処せられた場合
 - (2) 認証の根拠となる事項に事実誤認または虚偽の内容があつた場合
 - (3) 公の秩序または善良の風俗に反する行為をしたと認められる場合
 - (4) 前三号に掲げるもののほか、被認証者として、不適切と判断される行為があつた場合
- 2 認証を取り消された者は、既に交付されている認証状および認証証明書を直ちに鯖江・丹生消防組合に返却しなければならない。

(本制度の周知)

第8条 鯖江・丹生消防組合は、本制度について、消防団を通じて、当該消防団に所属する大学生等に対して周知するものとする。

- 2 鯖江・丹生消防組合は、本制度について、鯖江・丹生消防組合管内の企業に周知し、認証証明書の効果が十分に得られるよう努めるものとする。

(所掌)

第9条 この要綱に関する事務は、消防本部総務課において所掌する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年消防本部訓令第4号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号

(令3消本訓令4・一部改正)

年 月 日

認証推薦依頼書

鯖江（越前）消防団

団 長 殿

氏 名

私は、在学中、真摯かつ継続的に消防団活動を行い、地域社会に貢献してきました。この実績を今後の職業に活かしたいと考えておりますので、下記により、鯖江・丹生消防組合学生消防団活動認証制度による推薦をしてくださるようお願いします。

記

1 候補者

氏 名 _____

住 所 _____

生年月日 _____ 年 月 日

大 学 _____ 大学・大学院・専門学校

_____ 学部 _____ 学科

_____ 年生 _____ 年卒業

2 所属分団 _____ 分団

3 活動期間 _____ 年 月 日 から _____ 年 月 日

4 主な活動実績

年 月 日

認証推薦書

鯖江・丹生消防組合

管理者 殿

鯖江（越前）消防団

団 長

私は、次の者について、真摯かつ継続的に消防団活動を行い、地域社会に貢献し、顕著な実績を取めたことを高く評価し、鯖江・丹生消防組合学生消防団活動認証制度による認証を受けるに値する者として推薦しますので、認証していただきますようお願いします。

記

1 候補者

氏 名 _____

住 所 _____

生年月日 _____ 年 月 日

大 学 _____ 大学・大学院・専門学校

_____ 学部 _____ 学科

_____ 年生 _____ 年卒業

2 所属分団 _____ 分団

3 活動期間 _____ 年 月 日 から _____ 年 月 日

4 主な活動実績および推薦理由

年 月 日

学生消防団活動認証決定通知書

鯖江（越前）消防団

団 長 殿

鯖江・丹生消防組合

管理者 印

年 月 日付、貴殿から鯖江・丹生消防組合学生消防団活動認証制度
による推薦があった者について、審査の結果、認証することを決定したので通知しま
す。

記

1 認証を決定した者

氏 名 _____

住 所 _____

生年月日 _____ 年 月 日

2 認証を決定した日 _____ 年 月 日

年 月 日

学生消防団活動審査決定通知書

鯖江（越前）消防団

団 長 殿

鯖江・丹生消防組合

管理者 印

年 月 日付、貴殿から鯖江・丹生消防組合学生消防団活動認証制度
による推薦があった者について、審査の結果、認証しないことを決定したので通知し
ます。

記

1 対象者

氏 名 _____

住 所 _____

生年月日 _____ 年 月 日

2 認証しないこととした理由

鯖江・丹生消防組合学生消防団活動
認証状

様

あなたは、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたので、その功績を認証いたします。

(活動内容)

年 月 日

鯖江・丹生消防組合
管理者

鯖江・丹生消防組合学生消防団活動 認証証明書

下記の者は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたことにより、鯖江・丹生消防組合学生消防団活動認証制度により認証を受けた者であることを証します。

(氏 名)

(生年月日) 年 月 日

(活動内容)

年 月 日

鯖江・丹生消防組合
管理者